

2025年6月5日

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目9番2号
ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役 遠藤俊英

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前9時

2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

ソニーフィナンシャルグループ株式会社 大会議室

※ハイブリッド出席型バーチャル株主総会として実施する場合がございます。その場合は、当日オンライン会議ツールにより出席のうえ議決権を行使いただきますので、必要な情報や詳細を追ってご案内いたします。

3. 目的事項

- 報告事項**
- 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の概要は、後記に記載のとおりであります。

以上

議案の概要

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
遠藤俊英 (1959年1月27日)	<p>1982年4月 大蔵省（現 財務省）入省</p> <p>1984年7月 英国 London School of Economics and Political Science 留学（経済学修士）</p> <p>1988年7月 広島国税局 米子税務署長</p> <p>1998年6月 IMF アジア太平洋局 審議役 / 財政局 審議役</p> <p>2002年7月 金融庁 証券取引等監視委員会 特別調査課長</p> <p>2005年8月 同庁 監督局 銀行第一課長</p> <p>2007年7月 同庁 総務企画局 信用制度参事官</p> <p>2008年7月 同庁 検査局 総務課長</p> <p>2009年7月 同庁 総務企画局 総務課長</p> <p>2011年8月 同庁 監督局 審議官</p> <p>2013年6月 同庁 総務企画局 審議官</p> <p>2014年7月 同庁 検査局長</p> <p>2015年7月 同庁 監督局長</p> <p>2018年7月 同庁 長官</p> <p>2020年7月 同庁 顧問</p> <p>2020年11月 ソニー株（現 ソニーグループ株）シニアアドバイザー 富国生命保険相互会社 顧問 リッキービジネスソリューション株 顧問 株ジンテック 顧問 トペーズ・キャピタル株 顧問 東京海上日動火災保険株 顧問 農林中金バリューアインベストメンツ株 社外外部委員</p> <p>2021年1月 弁護士法人 爪生・糸賀法律事務所 顧問 タイグラントナーズ株 顧問</p> <p>2021年3月 KPMG税理士法人 特別顧問 KPMGジャパン シニアアドバイザー</p> <p>2021年5月 (株)justInCase アドバイザリーボードメンバー</p> <p>2021年10月 (株)ディーカレットDCP 社外取締役</p> <p>2022年4月 ゴールドマン・サックス証券株 Regional Advisor 兼 アドバイザリーボードメンバー</p> <p>2022年10月 ソニー株 上席事業役員</p> <p>2023年6月 当社 代表取締役社長 兼 CEO ソニー生命保険株 取締役（現在） ソニー損害保険株 取締役（現在） ソニー銀行株 取締役（現在） ソニー・ライフケア株 取締役（現在） ソニーフィナンシャルベンチャーズ株 代表取締役社長</p> <p>2024年4月 なかのアセットマネジメント株 社外取締役（現在） 当社 取締役 代表執行役 社長 CEO（現在）</p> <p>2024年10月 ソニーグループ株 ビジネスCEO（現在）</p> <p>2025年4月 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株 取締役（現在）</p>	—

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
山田和宏 (1964年1月22日)	<p>1986年4月 (株)リクルート (現 (株)リクルートホールディングス) 入社</p> <p>1993年9月 ソニー生命保険(株) 入社</p> <p>2002年11月 同社 営業企画管理本部商品部統括部長</p> <p>2013年6月 同社 執行役員</p> <p>2017年4月 同社 執行役員常務</p> <p>2019年7月 ソニーライフ・コミュニケーションズ(株) 取締役 (現在)</p> <p>2021年6月 ソニー生命保険(株) 取締役 執行役員常務</p> <p>2023年10月 同社 取締役 執行役員専務</p> <p>2024年4月 当社 専務執行役員</p> <p>2024年6月 当社 専務取締役 兼 CFO ソニー生命保険(株) 取締役 (現在) ソニー損害保険(株) 取締役 (現在) ソニー銀行(株) 取締役 (現在) ソニー・ライフケア(株) 取締役 (現在) ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役 (現在)</p> <p>2024年10月 当社 取締役 執行役 CFO (現在)</p>	—
[社外取締役候補者] 池内省五 (1962年6月6日)	<p>1988年4月 (株)リクルート (現 (株)リクルートホールディングス) 入社</p> <p>2005年4月 同社 執行役員</p> <p>2012年6月 同社 取締役 兼 執行役員</p> <p>2013年4月 同社 取締役 兼 常務執行役員</p> <p>2016年4月 同社 取締役 兼 専務執行役員</p> <p>2019年6月 当社 社外取締役 (現在)</p> <p>2020年4月 (株)リクルートホールディングス 取締役 兼 顧問 AnyMind Group(株) 社外取締役 (現在)</p> <p>2020年6月 (株)リクルートホールディングス 顧問</p> <p>2020年9月 JICキャピタル(株) 代表取締役社長CEO (現在)</p> <p>2024年6月 JSR(株) 取締役 (現在)</p>	—
[社外取締役候補者] 吉澤和弘 (1955年6月21日)	<p>1979年4月 日本電信電話公社 入社</p> <p>2007年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 (株)NTTドコモ) 執行役員 第二法人営業部長</p> <p>2011年6月 同社 取締役執行役員 人事部長</p> <p>2012年6月 同社 取締役常務執行役員 経営企画部長 モバイル社会研究所担当</p> <p>2013年7月 同社 取締役常務執行役員 経営企画部長、事業改革室長兼務 モバイル社会研究所担当</p> <p>2014年6月 同社 代表取締役副社長 技術・デバイス・情報戦略担当</p> <p>2016年6月 同社 代表取締役社長</p> <p>2020年12月 同社 取締役</p> <p>2021年6月 同社 相談役 (現在) 当社 社外取締役 (現在)</p> <p>2021年7月 大和ハウス工業(株) 顧問</p> <p>2022年6月 パーソルホールディングス(株) 社外取締役 (現在) 大和ハウス工業(株) 社外取締役 (現在)</p>	—

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
[社外取締役候補者] 早瀬保行 (1957年5月30日)	<p>1980年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>1999年7月 同行 融資企画部 グループ長</p> <p>2003年4月 株式会社三井住友銀行 熊本法人営業部長</p> <p>2005年6月 同行 三田通法人営業部長</p> <p>2007年4月 同行 投融資企画部長</p> <p>2010年6月 同行 常任監査役</p> <p>2012年6月 さくらカード株式会社 代表取締役社長</p> <p>2015年6月 当社 常勤社外監査役</p> <p>ソニー生命保険株式会社 監査役（現在）</p> <p>ソニー損害保険株式会社 監査役（現在）</p> <p>ソニー銀行株式会社 監査役（現在）</p> <p>2024年10月 当社 社外取締役（現在）</p>	—
[社外取締役候補者] 丹生谷美穂 (1964年8月31日)	<p>1993年4月 弁護士登録</p> <p>東京青山・青木法律事務所（現ベーカー&マッケンジーフィルム）入所</p> <p>1997年7月 Baker & McKenzie Consultants（インドネシア）</p> <p>1998年1月 Baker & McKenzie（シンガポール）</p> <p>2000年12月 東京青山・青木法律事務所（現ベーカー&マッケンジーフィルム）パートナー</p> <p>2002年11月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー（現在）</p> <p>2020年1月 パーク24株式会社 社外取締役（現在）</p> <p>2023年6月 当社 社外監査役</p> <p>2024年10月 当社 社外取締役（現在）</p>	—

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
早川 祐彦 (1967年10月26日)	<p>1990年4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2001年2月 株式会社ソニー（現 ソニーグループ株式会社）入社</p> <p>2008年7月 Sony Global Treasury Services New York Inc. Vice President and Treasurer</p> <p>2018年5月 日本電産シンポジウム（現 ニデックドライブテクノロジー株式会社）執行役員、Nidec Minster Corporation 取締役（兼務）</p> <p>2018年6月 ソニーグループ株式会社に再入社、財務部ゼネラルマネジャー</p> <p>2020年7月 同社 VP 財務部 シニアゼネラルマネジャー</p> <p>2022年4月 ソニーグループ株式会社 執行役員 財務、IR担当</p> <p>2025年4月 同社 執行役員 コーポレートエグゼクティブ 財務、IR担当（現在）</p>	—
[社外取締役候補者] 高岡 浩三 (1960年3月30日)	<p>1983年4月 ネスレ日本株式会社 入社</p> <p>2005年1月 ネスレコンフェクションナリーブル 株式会社 代表取締役社長</p> <p>2010年1月 ネスレ日本株式会社 代表取締役副社長（飲料事業本部長）</p> <p>2010年11月 同社 代表取締役社長 兼 CEO</p> <p>2015年4月 ケイアンドカンパニー株式会社 代表取締役（現在）</p> <p>2019年8月 KTデジタル株式会社 代表取締役（現在）</p> <p>2020年3月 ネスレ日本株式会社 退社（代表取締役社長 兼 CEO 退任）</p> <p>2020年12月 株式会社サイバーエージェント 社外取締役（現在）</p>	—
[社外取締役候補者] 梶山 園子 (1968年5月3日)	<p>1991年4月 富士通株式会社 入社</p> <p>2002年10月 朝日監査法人（現 有限責任あづさ監査法人） 入所</p> <p>2013年3月 株式会社LIXIL 入社</p> <p>2018年1月 同社 内部監査統括部品質保証部長</p> <p>2019年7月 同社 グループ監査委員会事務局長 兼 株式会社LIXIL TEPCOスマートパートナーズ 監査役</p> <p>2020年4月 オリンパス株式会社 インターナルオーディットデパートメントプランニング＆クオリティグローバル バイスプレジデント</p> <p>2020年6月 同社 インターナルオーディットデパートメントインターナルオーディットチャイナ シニアディレクター ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社 監査役</p> <p>2023年12月 オリンパス株式会社 デピュティチーフインターナルオーディットオフィサー シニアバイスプレジデント</p> <p>2024年3月 日本マクドナルドホールディングス株式会社 社外監査役（現在） 日本マクドナルド株式会社 監査役（現在）</p> <p>2024年6月 伊藤忠エネクス株式会社 社外監査役（現在）</p>	—

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 提案の理由

2025年秋に予定する東京証券取引所プライム市場への上場に向けて、以下の関連規定の拡充をおこなうものであります。

- (1) 単元株式数を100株とする単元株制度を採用するために、定款第7条（単元株式数）を新設するものであります。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款第8条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) 当社の株式および新株予約権の取扱いに関する規程を定めるために、定款第10条（株式取扱規程）を新設するものであります。
- (4) 議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使できるようにすることで、議決権行使の濫用を防ぎ、株主総会の円滑な運営を図るために、第15条（議決権の代理行使）に所要の変更を行うものであります。
- (5) 当社は東京証券取引所への当社株式の上場に向けて準備を進めており、株主総会参考書類等について会社法第325条の2に定められた電子提供措置をとる旨を定めるものであり、また、電子提供制度導入後において、会社法第325条の5に基づき株主総会資料を書面で受領することをご希望する株主様への対応するために、定款第16条（電子提供措置等）を新設するものであります。
- (6) 定款第16条の効力発生日を明確にするために、定款附則第2条（電子提供措置等の効力発生日）を新設するものであります。
- (7) 2025年8月8日付の取締役会において決定する予定の株式分割の基準日を定めるために、定款附則第3条（株式分割の基準日）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(単元株式数)</u></p> <p><u>第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(単元未満株式の権利)</u></p> <p><u>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>①会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
第7条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
(新 設)	<p><u>(株式取扱規程)</u></p> <p><u>第10条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。</u></p>
第8～11条 (条文省略)	第11～14条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(議決権の代理行使) 第12条 株主は、 <u>代理人をもって</u> その議決権を行 使することができる。	(議決権の代理行使) 第15条 株主は、 <u>当会社の議決権を有する他の株 主1名を代理人として</u> 、 <u>その議決権を行使する</u> ことができる。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新 設)	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に 対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第13～16条 (条文省略)	第17～20条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第17条 取締役会の開催は、会日の3日前まで に各取締役にその通知を発するものとする。 <u>但 し、緊急の場合は、これを短縮するこ</u> とが できる。	(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の開催は、会日の3日前まで に各取締役にその通知を発するものとする。 <u>た だし、緊急の場合は、これを短縮するこ</u> とが できる。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第18～33条 (条文省略)	第22～37条 (現行どおり)
附則 第1条 (条文省略)	附則 第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等の効力発生日)</u></p> <p><u>第2条 第16条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(株式分割の基準日)</u></p> <p><u>第3条 2025年8月8日付の取締役会において決定する株式の分割の基準日は2025年8月8日とし、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主が、株式の分割により増加する株式を追加取得するものとする。</u></p> <p><u>2. 本条は前項の株式分割の効力発生日経過をもって、これを削除する。</u></p>

以上

事業報告

第21期

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

2024年度（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過および成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社、ソニー生命保険株式会社（以下、「ソニー生命」）、ソニー損害保険株式会社（以下、「ソニー損保」）およびソニー銀行株式会社（以下、「ソニー銀行」）を中心に構成されております。

当社は、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行等を直接の子会社とする金融持株会社であり、それぞれの主な事業内容は次のとおりであります。

ソニー生命は、ライフプランナー（営業社員）*およびパートナー（募集代理店）によるきめ細かなコンサルティングに基づくオーダーメイドの生命保険を提供しております。

ソニー損保は、主力の自動車保険に加えて火災保険、医療保険などをインターネット等を通じて提供しております。

ソニー銀行は、預金（円・外貨）、住宅ローン、投資信託、Sony Bank WALLET（11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード）などをインターネットを通じて提供しております。

また、当社は、主要3事業のほかに、当社グループにおいて介護事業を統括する持株会社「ソニー・ライフケア株式会社」（以下、「ソニー・ライフケア」）およびベンチャーキャピタル業務を行う「ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社」（以下、「ソニーフィナンシャルベンチャーズ」）を傘下に置いております。

* 「ライフプランナー」はソニー生命の登録商標です。

【金融経済環境】

2024年度のわが国経済は、円安などによる輸入価格の高止まりやコメを中心とする食料価格上昇などにより物価高が長引き、これを受け実質賃金の弱い動きが続いたことから、個人消費の本格回復には至らず、景気は踊り場となりました。年度前半は、能登半島地震や一部自動車メーカーの認証取得不正問題による悪影響の反動、また猛暑による夏物商品需要や地震・台風などの災害による防災関連特需などが個人消費を下支えする要因となりました。しかし、年度後半からは円安や異常気象による食料原材料の輸入価格上昇に加え、国内のコメ、葉物野菜などの不作により、消費者にとって購入頻度の高い食料価格が大きく上昇したため節約志向が高まり、個人消費の重石となりました。年度末には米国政府が相互関税などによる日本製品への輸入関税の大幅引き上げを発表したこと、今後の景気下振れリスクは高まっています。

債券市場は、日本銀行の金融政策や米国経済・金融政策の動向による影響を大きく受けました。2024年夏場までは同年春闘における高い賃上げ率の実現や日銀の国債買い入れ縮小観測を受けて、長期金利は1%を超える水準まで上昇しました。しかし、8月に失業率上昇などを受けて米国の景気後退観測が高まり、国際金融市場が大きく不安定化したため、長期金利は急転して1%以下まで低下しました。年度後半は、米国経済に対する過度な悲観論が後退する中、国内物価の上振れリスク等から追加利上げ観測が高まり、長期金利は上昇基調を強めました。2025年1月には政策金利が0.5%に引き上げられ、同年春闘では前年を超える賃上げ率となつことなどから、3月には長期金利が約16年ぶりとなる1.5%超をつけました。なお、新年度4月に米国政府の関税政策によって国際金融市場は再び動搖し、日本の債券市場でも長期金利が乱高下するなど不安定な動きとなりました。

外国為替市場では、米国と日本の長期金利差と米国大統領選の動向が為替レートに影響しました。2024年7月までは米国のトランプ候補の大統領再選可能性による金利先高観の高まりなどから、為替レートは1ドル=160円台後半まで円安が進みました。しかし、8月に上述した米国の景気後退懸念を受けて米金利が低下し、日米金利差が縮小したため9月半ばには1ドル=140円台前半まで円高となりました。その後、堅調な米国景気やトランプ候補の大統領再選による金利上振れリスクへの警戒などから、為替レートはいったん円安傾向に戻りましたが、2025年1月以降は日

銀の早期追加利上げ観測などを受けて、反転して1ドル=140円台まで円高が進みました。

保険・銀行業界においては、持続可能な社会の実現に向けた業界としての役割発揮を目指した取り組みが進められる中、超長寿時代の到来を見据えて多様化する個人および法人のお客さまのニーズとリスクに対応した商品・サービスの拡充など、お客さま本位の業務運営がより一層推進されました。また、生命保険業界における人口減少・少子高齢化の進展や金融市場の不確実性増大等への対応、損害保険業界における物価上昇や自然災害の多発等に伴う保険金支払い増加や保険料調整・保険金不正請求問題に端を発した信頼回復への対応など、各種環境の変化を踏まえた企業行動の必要性が高まりました。

【企業集団を巡る当年度における事業の経過および成果】

(生命保険事業)

ソニー生命は、新たに中期経営計画を策定し、また、新たなビジョンとして「お客さまの『生きがい』ある人生をお守りする」を掲げ、お客さま本位の業務運営の徹底やコンプライアンス態勢の一層の強化とともに、お客さまへの提供価値拡大に取り組んでまいりました。同計画で掲げている「質を伴った成長」に向けて、ライフプランナー・チャネルでは、引き続き、個人のお客さまに対して次世代のライフプラン分析システムである「GLiP」や、それを活用した「トータルライフプランニング」サービスの拡充、さらにはシニア層のお客さまニーズに応じた商品やサービスの拡充の検討に取り組みました。併せて、厳選採用の徹底や教育・育成の強化によって再現性の高い営業基盤の構築をはかっています。代理店チャネルでは、パートナー（募集代理店）の特性に応じた支援の拡充などにより、コンサルティング力の更なる強化に取り組みました。また、法人のお客さまに対しては、両チャネルとともに、さまざまな法人のお客さまに対する経営課題の解消にむけて、ソニー生命独自のコンサルティングシステム「Biz-Plan WEB」を活用してリスク分析や課題解決の実現のサポートに注力しました。加えて、「質を伴った成長」を支える経営基盤の強化を通じた「新たな経営品質の確立」、人材戦略やDX活用の推進といった「非財務価値の向上と活用」に取り組み、それらを通じた提供価値の拡大、そして、人々が心豊かに暮らせる社会の実現への貢献に向けて各分野での事業展開を図るとともに持続可能な事業経営を目指しています。

保険商品につきましては、2023年5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更となったことを受け、2024年4月に、企業保険の災害保険金等の支払事由における対象となる感染症から新型コロナウイルス感染症を除外する改定を行いました。

また、金利環境の変化等を鑑み、7月に、円建保険の前納利率および税制適格特約付個人年金の減額金等積立利率を引き上げるとともに、10月に、米ドル建終身保険および米ドル建生前給付終身保険（生活保障型）20、2025年2月に、学資保険の保険料率を引き下げる改定を行いました。

加えて、12月に、経営者等の三大疾病罹患時等における更なる備えのため、契約者が法人の場合において、生前給付保険（終身型）20等の1契約あたりの最高保険金額および1被保険者あたりの通算限度額を引き上げる改定を行いました。

当年度の新契約高は前年度比11.3%増の11兆1,883億円、新契約年換算保険料は前年度比12.6%増の1,808億円（うち第三分野は前年度比1.8%増の91億円）となりました。保有契約高は前年度末比8.1%増の71兆9,740億円、保有契約年換算保険料は前年度末比7.5%増の1兆2,974億円（うち第三分野は前年度末比2.2%減の2,087億円）となりました。

解約・失効率は、前年度比1.03ポイント低下し5.95%となりました。

単体ソルベンシー・マージン比率は、2025年3月末時点で1,588.7%（前年度末1,887.6%）となりました。

※ 新契約高、新契約年換算保険料、保有契約高、保有契約年換算保険料、解約・失効率は、個人保険と個人年金保険の合計です。解約・失効率は、契約高の減額または増額および復活を含めない解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率です。

(損害保険事業)

ソニー損保は、主力の自動車保険を中心に、ウェブサイトやカスタマーセンターを通じたダイレクト型の損害保険事業を展開しており、お客さまに価値を感じていただける独自性や納得感のある

商品、高品質で信頼できるサービスの提供を目指しております。

当年度においては、お客さまへの安心と安全に向けた事故解決サービスの改善などお客さま本位の取り組みを推進しつつ、着実に業容拡大を継続することができました。

販売面においては、主力の自動車保険は、自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加や物価上昇などを背景とした保険料改定を行うとともに、従来のテレビCMに加えてウェブ動画広告を増やすなど、マーケティングを強化した結果、保険料収入が堅調に伸長しました。

サービス面においては、お客さまにとって真に価値のあるサービスの創出を目指し、お客さま本位のサービス向上に取り組みました。契約手続きサービスでは、自動車保険の見積結果ウェブ画面で種類の異なる保険を比較できるよう改善し、お客さまのわかりやすさ向上に努めました。事故解決サービスでは、ドライブレコーダー映像のAI解析サービスを導入しました。これにより、事故時の車の走行軌跡や速度などの状況を図表や映像等で分かりやすくお客さまにご共有し、事故解決における納得感の向上を図りました。こうしたお客さま本位の取り組みを実施することで、当年度も引き続き複数の外部評価機関により、業界最高水準の顧客満足度評価を頂戴しました。

当年度の正味収入保険料は、主力の自動車保険の增收を主因として、前年度比11.0%増の1,671億円となりました。正味支払保険金は前年度比12.6%増の915億円となり、正味損害率は、前年度比0.5ポイント上昇の61.5%となりました。正味事業費率は、前年度比1.1ポイント低下の25.4%となり、正味損害率と正味事業費率を合わせたコンバインド・レシオは前年度比0.6ポイント低下の86.9%となりました。

単体ソルベンシー・マージン比率は、2025年3月末時点で684.2%（前年度末734.1%）となりました。

（銀行事業）

ソニー銀行は、引き続き、お客さまにとってより使いやすい金融サービスを提供する銀行へ成長することに重点を置き、お客さまの多様な資産運用や資産形成ニーズに応えるため、商品力の強化や利便性の向上への取り組みに合わせて、顧客基盤拡充に向けて提携先等を広げてまいりました。

顧客基盤の拡充においては、8月に住宅ローン特別金利の適用となる環境配慮型住宅の対象範囲と金利引き下げ幅を拡大しました。なお、直近の金融市場を踏まえて、8月と11月に住宅ローン変動金利の基準金利の改定を行いました。8月と2025年2月には円普通預金金利の引き上げを実施しています。10月には、ファイナンシャルアライアンス株式会社への住宅ローン媒介業務の委託を開始しました。2025年1月には、西日本エリアにおけるローン関連サービスの強化を目的に、西日本ローン事業部の営業を開始しました。2025年2月には、外貨預金残高が7,000億円に達しました。

お客さまサービス対応においては、8月に住宅ローンで「登記書類のオンライン・ペーパレス対応」を開始しました。9月には、株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所のもと、顧客対応業務での生成AI活用を開始しました。2025年3月には、Visaデビット付きキャッシュカード Sony Bank WALLET のApple Payへの対応を開始しました。

その他、2024年4月から、ステーブルコインの発行に向けて実証実験の検討を開始しました。また、ソニーグループ等と連携した取り組みを推進しており、7月にはweb3エンタテインメント領域向けスマートフォンアプリ「Sony Bank CONNECT」の取り扱いを開始しました。8月にソニー・ミュージックグループとのコラボレーションプログラムの第三弾として、ソニー・ミュージックアーティスツ所属のLiSA全国アーナツツアへの招待キャンペーンを実施しました。また、Sony Bank CONNECTのエンタテインメント領域における取り組みとして、アーナツツア連動型のデジタルコンテンツを配布するキャンペーンを実施しました。12月には口座保有者のかた限定で「Sony Bank CONNECT × “AIBO”（アイボ）初代モデル ERS-110」のデジタルコンテンツを配布するキャンペーンを実施しました。

2025年3月末の預金（単体）残高は、前年度末比3,370億円増の4兆4,167億円となりました。このうち、円預金は前年度末比1,806億円増の3兆6,455億円、外貨預金は、前年度末比1,564億円増の7,711億円となりました。貸出金残高は、住宅ローンの着実な積み上げにより、前年度末比2,104億円増の3兆6,730億円となりました。うち、住宅ローン残高は3兆6,517億円です。2025年3月末

の口座数は、前年度末比11万口座増加し205万口座となりました。

単体自己資本比率（国内基準）は、2025年3月末時点10.31%（前年度末12.41%）となりました。

（当年度の当社グループの連結業績）

当年度の経常収益は、損害保険事業および銀行事業において増加したものの、生命保険事業において減少した結果、前年度比24.1%減の2兆6,187億円となりました。経常利益は、損害保険事業において増加したものの、生命保険事業および銀行事業において減少した結果、前年度比17.4%減の448億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、ソニー生命において価格変動準備金の取崩しを実施したことにより、前年度比91.4%増の787億円となりました。

各セグメントの業績については次のとおりです。

生命保険事業：

生命保険事業においては、一時払保険料の増加等に伴う保険料等収入の増加があったものの、特別勘定における運用益の減少により、経常収益は前年度比27.2%減の2兆3,170億円となりました。経常利益は、変額保険等の市況の変動に伴う損益の改善があったものの、金利上昇の影響を受け、ALM（資産負債の総合管理）の考え方に基づくリバランスを目的とした債券売却に伴う一般勘定における有価証券売却損益の悪化等により、前年度比18.2%減の206億円となりました。

損害保険事業：

損害保険事業においては、主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が順調に増加したことにより、経常収益は前年度比11.0%増の1,688億円となりました。経常利益は、自動車保険における支払保険金単価の上昇等により損害率が上昇したものの、事業費率の低下や增收効果により、前年度比11.1%増の72億円となりました。

銀行事業：

有価証券利息配当金等の資金運用収益の増加があったものの、役務取引等収益の減少や子会社の持分法適用会社化による利益の減少により、経常収益は前年度比10.8%増の1,170億円となりました。経常利益は前年度比17.5%減の188億円となりました。

【企業集団の対処すべき課題】

2025年度のわが国経済は、インバウンド需要の増加や、春闘での2年連続の高い賃上げ率と物価上昇率のピークアウトなどに伴う実質所得改善による個人消費の持ち直しが、景気を下支えすると期待されます。しかし、わが国を取り巻く世界経済、国際金融市場の不確実性は極めて大きく、予断は全く許されない状況です。米国の関税引き上げによるわが国製造業のサプライチェーンの混乱に伴う輸出や生産の下振れ、他国・地域の報復措置拡大による世界的な貿易縮小、金融市場の不安定化によるボラティリティの高まりなどを注視しています。また、関税に加え、移民取り締まり強化などの影響による米国のステグフレーションリスクにも警戒しています。

このような経営環境の中、当社は、親会社であるソニーグループ株式会社が、2024年2月13日付で、経済産業大臣より当社のパーシャル・スピンドルに関する産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けたことを踏まえ、本スピンドルの実行および当社株式の上場に向けて具体的な準備を進めております。今後も当社グループが財務の健全性を保ちつつ、一層の長期的な成長を目指していくためには、ITシステムの拡充や成長投資が必要となり、そのための資金調達が必須になるものと認識しております。本スピンドルは、ソニーブランドの継続活用を実現する一方で、当社の財務柔軟性を高め、成長投資への道を開くものであります。

現在、2024年度を始期とする3カ年の中期経営計画が進展しており、2025年度からは企業理念を再定義のうえ、「感動できる人生を、いっしょに。」をOur Vision（私たちのありたい姿）として定めました。これは、お客様の“自分らしい人生”に寄り添い、支えることで、ソニーグループが掲げる「感動」の提供に貢献し続ける想いを明確にしたものです。



感動できる人生を、
いっしょに。

中期経営計画の具体的な戦略としては、いわゆる「両利きの経営」に基づき、「深化と探索」を重視し、既存ビジネスの成長である「深化」と、さらなる成長に向けたグループ横断の取り組みである「探索」の両面により持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

「深化」としては、主要3子会社をはじめとする各事業の持続的なオーガニック成長を着実に実現してまいります。

また、さらなる成長に向けたグループ横断的な取り組みである「探索」としては、次のテーマを中心につけてまいります。

- ① 若年層との非金融接点強化
- ② シニア層の資産形成～承継・介護支援
- ③ 保険製作所*による準富裕層への展開
- ④ ソニーグループとの連携強化

さらに、「安定した利益成長と株主還元」・「サステナビリティの強化」・「再上場を見据えた態勢構築」を軸とした経営基盤の強化にも継続的に取り組んでまいります。特に「再上場を見据えた態勢構築」では、当社の機関設計について、2024年10月より指名委員会等設置会社に移行いたしました。従前より当社グループは、金融庁の『顧客本位の業務運営に関する原則』に基づき、当社および主要3子会社において各々業務運営方針を策定・公表して適切な業務運営に努めておりますが、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、反社会的勢力排除に向けた態勢、個人情報保護等の内部管理態勢の充実をグループ全体でより一層進め、経営品質の不断の向上に努めてまいります。

* 全国10地域に展開するライフプランナーによる来店型店舗

(2) 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

イ 企業集団の財産および損益の状況の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度(当期)
経 常 収 益	百万円 2,190,092	百万円 2,137,696	百万円 3,450,300	百万円 2,618,712
経 常 利 益	79,886	122,370	54,358	44,889
親会社株主に帰属する当期純利益	41,638	118,525	41,176	78,791
包 括 利 益	△2,742	37,202	3,440	75,730
純 資 産 額	649,086	644,955	594,008	669,754
総 資 産	19,032,939	20,019,761	22,083,761	23,370,923

ロ 当社の財産および損益の状況の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度(当期)
営 業 収 益	百万円 48,520	百万円 49,098	百万円 89,061	百万円 112,408
受 取 配 当 金	45,697	45,549	84,984	109,628
保険業を営む子会社等	44,374	43,518	80,604	90,029
銀行業を営む子会社等	1,323	2,031	4,380	19,598
その他の子会社等	—	—	—	—
当 期 純 利 益	45,750	45,589	83,524	107,819
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	105円15銭	104円78銭	191円97銭	247円80銭
総 資 産	百万円 282,810	百万円 287,344	百万円 323,254	百万円 421,349
保険業を営む子会社株式等	155,881	155,881	155,881	156,119
銀行業を営む子会社株式等	77,821	77,821	77,821	77,821
その他の子会社株式等	9,097	9,097	9,097	9,097

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

【当社】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
当 社	本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2004年4月1日

【子会社等】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
ソニー生命保険(株)	本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1979年8月10日
ソニー損害保険(株)	本社	東京都大田区蒲田五丁目37番1号	1998年6月10日
ソニー銀行(株)	本社	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号	2001年4月2日

(注) 1. 子会社等のうち主要3社を記載しております。
2. 会社設立の日を設置年月日として記載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

【当社】

	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
当 社	180名	215名	35名	46.2歳	3.7年	532千円

- (注) 1. 使用人数は、就業人数（社外から当社への出向者を含みます）であり、当社から子会社への出向者（7名）、および臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）を含んでおりません。
 2. 平均給与月額は、2025年3月の平均給与月額（時間外手当を含みます）であり、賞与は含んでおりません。当社と子会社との兼務者の給与については当社負担分のみを算入しております。
 3. 平均勤続年数は、当社における勤続年数を記載しており、出向者については出向元の会社における勤続年数を通算しておりません。
 4. 平均年齢および平均勤続年数は、小数第2位以下を切り捨てて小数第1位までを表示しております。

【連結会社】

	前期末	当期末	当期増減 (△)
生 命 保 險 事 業	9,402名	9,828名	426名
損 害 保 險 事 業	1,517名	1,609名	92名
銀 行 事 業	661名	708名	47名
そ の 他	1,115名	1,211名	96名
合 計	12,695名	13,356名	661名

- (注) 生命保険事業にはソニー生命保険㈱およびソニーライフ・コミュニケーションズ㈱、損害保険事業にはソニー損害保険㈱、銀行事業にはソニー銀行㈱、その他には当社（社外から当社への出向者を除きます）・ソニー・ライフケア㈱・ライフケアデザイン㈱・プラウドライフ㈱・ソニーフィナンシャルベンチャーズ㈱が含まれております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

		金額
生 命 保 険 事 業		13, 383 百万円
損 害 保 険 事 業		5, 464 百万円
銀 行 事 業		6, 964 百万円
そ の 他		4, 768 百万円
合 計		30, 580 百万円

(注) 生命保険事業にはソニー生命保険㈱、損害保険事業にはソニー損害保険㈱、銀行事業にはソニー銀行㈱が含まれております、その他には、当社およびソニー・ライフケアグループ各社が含まれております。

ロ 重要な設備の新設等

上記イの設備投資の主なものは、以下のとおりとなっております。

		内容	金額
生 命 保 険 事 業		システム関連	11, 766 百万円
損 害 保 険 事 業		システム関連	5, 384 百万円
銀 行 事 業		システム関連	6, 373 百万円
そ の 他		介護施設	4, 039 百万円

(注) 生命保険事業にはソニー生命保険㈱、損害保険事業にはソニー損害保険㈱、銀行事業にはソニー銀行㈱が含まれております、その他には、ソニー・ライフケアグループ各社が含まれております。

(8) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	備考
ソニーグループ㈱	東京都港区	子会社の経営管理	1946年5月7日	881, 356百万円	100. 0%	商号・商標使用許諾契約の締結、出向者の受入等

(注) 当社および当社グループ各社の商号に用いられる「ソニー」および「Sony」を一部に使用した商標はソニーグループ㈱に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社および当社グループ各社は同社との間で、使用許諾契約を締結しております。

ロ 親会社との間の取引に関する事項

当社は、ソニーグループ株式会社との間で出向に関する契約書および覚書を取り交わしており、当該契約および覚書に基づき、同社から従業員として受け入れている出向者に係る人件費相当額を同社に対して支払っております。当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性、および当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しており、当社取締役会としては当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ 子会社等の状況

【連結子会社】

(2025年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
ソニー生命保険(株)	東京都千代田区	生命保険業	1979年8月10日	70,000百万円	100.0%	—
ソニーライフ・コミュニケーションズ(株)	東京都千代田区	生命保険の募集に関する業務	2019年7月26日	3,500百万円	100.0% (100.0%)	(注)1
ソニー損害保険(株)	東京都大田区	損害保険業	1998年6月10日	20,000百万円	100.0%	—
ソニー銀行(株)	東京都千代田区	銀行業	2001年4月2日	38,500百万円	100.0%	—
ソニー・ライフケア(株)	神奈川県川崎市	介護事業を行う会社の経営管理	2014年4月1日	2,625百万円	100.0%	—
ライフケアデザイン(株)	神奈川県川崎市	有料老人ホームの企画・開発・運営	1999年10月5日	100百万円	100.0% (100.0%)	(注)1
プラウドライフ(株)	神奈川県川崎市	有料老人ホーム等の管理・運営・企画	2006年7月3日	33百万円	100.0% (100.0%)	(注)1
ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株)	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル事業	2018年7月10日	10百万円	100.0%	—
SFV・GB投資事業有限責任組合	東京都渋谷区	投資事業組合	2018年10月11日	5,700百万円	—	(注)2
SFV・GB 2号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区	投資事業組合	2024年9月1日	500百万円	—	(注)2

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」の()は、間接所有割合で内数であります。

2. ソニーフィナンシャルベンチャーズ㈱が有限責任組合員として99.5%を出資しております。

【持分法適用会社】

(2025年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
ビー・エックス・ジェイ・エー・ワン・ホールディング(株)	東京都港区	クレジットカード決済事業会社の持株会社	2023年9月25日	1円	20.0% (20.0%)	(注)
ソニーペイメントサービス(株)	東京都港区	クレジットカード決済事業	2023年9月25日	100百万円	20.0% (20.0%)	(注)
ETCソリューションズ(株)	東京都港区	クレジットカード決済事業	2020年10月1日	50百万円	14.0% (14.0%)	(注)

(注) 「当社が有する子会社等の議決権比率」の()は、間接所有割合で内数であります。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

【当社】

該当事項はありません。

【子会社等】

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役

(2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職
遠 藤 俊 英	取締役	指名委員会委員 報酬委員会委員	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー銀行(株) 取締役 ソニー・ライフケア(株) 取締役 ソニー・フィナンシャルベンチャーズ(株) 代表取締役社長 なかのアセットマネジメント(株) 社外取締役
山 田 和 宏	取締役	—	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー銀行(株) 取締役 ソニー・ライフケア(株) 取締役 ソニー・フィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役 ソニー・ライフ・コミュニケーションズ(株) 取締役
神 戸 司 郎	取締役	—	ソニーグループ(株) 執行役 専務
松 岡 直 美	取締役	—	ソニーグループ(株) 執行役員
池 内 省 五	社外取締役	指名委員会委員(議長) 報酬委員会委員	JICキャピタル(株) 代表取締役社長CEO AnyMind Group(株) 社外取締役 JSR(株) 取締役
吉 澤 和 弘	社外取締役	報酬委員会委員(議長) 指名委員会委員	株NTTドコモ 相談役 大和ハウス工業(株) 社外取締役 パーソルホールディングス(株) 社外取締役
早 瀬 保 行	社外取締役	監査委員会委員(議長)	ソニー生命保険(株) 監査役 ソニー損害保険(株) 監査役 ソニー銀行(株) 監査役
是 永 浩 利	取締役	監査委員会委員	ソニーグループ(株) 執行役員
丹 生 谷 美 穂	社外取締役	監査委員会委員	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー パーク24(株) 社外取締役

- (注) 1. 遠藤俊英氏は2025年4月1日付でソニー・フィナンシャルベンチャーズ(株)代表取締役社長を辞任しております(取締役は継続)。
 2. 監査委員 早瀬保行氏は常勤の監査委員であります。実効的な監査を行うため、非業務執行取締役を常勤の監査委員として選定しております。
 3. 監査委員 是永浩利氏はソニーグループ(株)において経理領域を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

執行役

(2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当
遠 藤 俊 英	代表執行役 社長 CEO	最高経営責任者として、グループ経営全体を統括
山 田 和 宏	執行役 CFO	最高財務責任者として、経営企画、財務、経理、リスク管理、ディスクロージャー、成長戦略、DX・CXを担当
高 橋 薫	執行役	生命保険事業
坪 田 博 行	執行役	損害保険事業
南 啓 二	執行役	銀行事業
伊 藤 浩 気	執行役	介護事業
鈴 木 隆 行	執行役	経営企画、経理、IT、情報セキュリティ、 サステナビリティ
大 坪 治	執行役	人事、総務

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人數	報酬等の種類別の額			計	摘要
		固定報酬	業績運動報酬	非金銭報酬等		
執行役	8人	84百万円	96百万円	31百万円	211百万円	—
取締役	6人	96百万円	一百万円	0百万円	96百万円	—
監査役	2人	17百万円	一百万円	一百万円	17百万円	—
合計	14人	198百万円	96百万円	31百万円	326百万円	—

- (注) 1. 当年度末現在の支給人數は、取締役4名および執行役8名であり、当社は社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しておりません。また、当社が2024年10月1日より指名委員会等設置会社へ移行したことに伴い、2024年10月1日以降について、その時点で取締役であった者の内2名は執行役として、監査役であった2名は取締役として報酬を支給しております。
2. 当社の報酬委員会は、当事業年度にかかる取締役および執行役の個人別の報酬等の内容について審議し、後記「(3) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針」に従ってその内容を決定したため、個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しています。
3. 非金銭報酬等には、当社株式によるストックオプション（新株予約権）およびソニーグループ株式会社株式による譲渡制限付株式ユニットが含まれております。

(3) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針

取締役および執行役の個人別報酬等の額については、社外取締役を委員長とする報酬委員会で審議を行い、決定します。

報酬委員会は以下の3名をもって構成されております。なお、2024年度は同委員会を4回開催し、当社取締役および執行役の個人別の報酬ならびに、業績運動部分に係る指標やソニーフィナンシャルグループ株のストックオプションの付与方針などを決定しました。

社外取締役 吉澤 和弘（議長）

社外取締役 池内 省五

取締役 遠藤 俊英

報酬委員会の決議により定められた各種方針は次のとおりであります。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしております。

①執行役

優秀な人材を確保することとともに、当社グループ全体の業績および企業価値向上に対する適切なインセンティブとして機能させることを目的として、固定部分・業績運動部分、中長期インセンティブのバランスを勘案し決定することを基本方針としております。

ア) 報酬について

役位に応じた固定部分と、当社グループ全体の各年度の業績および職務に応じた業績運動部分ならびに、株式報酬等の中長期インセンティブ部分としております。

- 固定部分については、役位や職責等に応じて水準を決定し、固定額を毎月、現金で支給します。固定部分は、役職序列が上がるにつれ年間報酬額に占める割合が遞減し、業績運動部分および中長期インセンティブ部分の割合が遞増します。
- 業績運動部分は、係る指標として、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、外部報酬コンサルタント等の客観的・専門的な助言を参考に、報酬委員会での審議を経て、当社グループ連結業績数値である定量指標および定性指標を使用しています。基準額（100%）に対して、定量指標は0%～200%、定性指標は0%～150%の範囲で変動します。総報酬に占める業績運動部分の比率は20%～35%程度を目安とし、毎年、一定時期に現金で支給します。報酬委員会では、指標に基づく業績運動部分の計算結果を確認し、執行役の個人別報酬等の額を決定します。
- 中長期インセンティブ部分は、当社株式によるストックオプション（新株予約権）およびソ

ニーグループ株式会社株式による譲渡制限付株式ユニットで構成されます。これらはソニーグループならびに当社グループの企業価値向上に対する貢献意欲を高め、以って業績向上させることを目的として、役位・職責に応じて付与します。総報酬に占めるこれら中長期インセンティブ部分の比率は20%～35%程度とします。

[報酬構成のイメージ]

□ 固定部分 ■ 業績連動部分 ■ 中長期インセンティブ部分

代表執行役

36	34	30
----	----	----

執行役

48	24	28
----	----	----

社外取締役

95	5
----	---

[業績連動部分に係る指標]

	指標	ウェイト	計画	実績
		代表執行役		
定量	連結IFRS 営業利益（対計画比）	60%	1,450億円	1,305億円
	子会社トップライン達成率	30%	100.0%	117.1%
定性	社員エンゲージメント	5%	対前年度比改善	±0
	グループサステナビリティ達成率	5%	100.0%	100.0%

イ) 水準について

優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

②社外取締役

中長期的な企業価値向上を目的として、主な職務が、執行役による職務執行の監督および監視（監査委員となる取締役においては、加えて取締役および執行役の職務執行の監査）をもって経営の透明性・客觀性を高めることにあることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として、固定部分と中長期インセンティブ部分で構成します。

ア) 報酬について

固定部分については、役割に応じた固定額を毎月、現金で支給します。

中長期インセンティブ部分は、自己の知見に基づく当社グループの経営方針および経営改善に対する助言等を通じて、当社グループの企業価値の毀損の防止および信用維持を図るとともに、その持続的な成長の促進と中長期的な企業価値の維持および向上に対するインセンティブを高めることを目的として、当社のストックオプション（新株予約権）を付与します。

なお、社外取締役については、任期満了により退任した日（ただし、当該退任日において再任が予定されている場合を除く。）の翌日以降でなければ、本新株予約権を行使することができないものとしております。

イ) 水準について

優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

（4）責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
池内省五 (社外取締役)	
吉澤和弘 (社外取締役)	当社は、左記の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。
早瀬保行 (社外取締役)	
丹生谷美穂 (社外取締役)	

（注）当社は、指名委員会等設置会社へ移行した2024年10月1日以前において、早瀬保行氏および丹生谷美穂氏との間で社外監査役として、会社法第427条第1項に基づき、上記同様の責任限定契約を締結しております。

（5）補償契約

当社は、当社取締役および執行役との間で、会社法第430条の2第1項に基づく、補償契約は締結しておりません。

（6）役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に基づく、役員等賠償責任保険契約に加入し、当該保険により被保険者が当社の職務執行に起因して負担することとなった会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟等による損害賠償額や争訟費用等を補填することとしております。ただし、違法に得た私的な利益または便宜の供与、犯罪行為および意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、執行役および執行役員ならびに子会社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を社外取締役全員の同意を得たうえで全額会社が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2025年3月31日現在)

氏名	兼職その他の状況
池内省五 (社外取締役)	JICキャピタル株 (代表取締役社長CEO) AnyMind Group株 (社外取締役) JSR株 (取締役)
吉澤和弘 (社外取締役)	株NTTドコモ (相談役) 大和ハウス工業株 (社外取締役) パーソルホールディングス株 (社外取締役)
早瀬保行 (社外取締役)	ソニー生命保険株 (監査役) ソニー損害保険株 (監査役) ソニー銀行株 (監査役)
丹生谷美穂 (社外取締役)	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (シニアパートナー) パーク24株 (社外取締役)

(注) 1. 当社と、JICキャピタル株、AnyMind Group株、JSR株、株NTTドコモ、大和ハウス工業株、パーソルホールディングス株、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業およびパーク24株との間に特別の関係はありません。
2. ソニー生命保険株、ソニー損害保険株およびソニー銀行株は、当社の子会社であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会・監査委員会・指名委員会・報酬委員会への出席状況	取締役会・監査役会・監査委員会・指名委員会・報酬委員会における発言その他の活動状況
池内省五 (社外取締役)	2019年6月から 現在まで (2024年10月再任)	【取締役会】 13回すべてに出席 【指名委員会】 4回すべてに出席 【報酬委員会】 4回すべてに出席	新規事業開発や海外展開などの多くの分野に関する高い見識と幅広い業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
吉澤和弘 (社外取締役)	2021年6月から 現在まで (2024年10月再任)	【取締役会】 13回すべてに出席 【指名委員会】 4回すべてに出席 【報酬委員会】 4回すべてに出席	大手通信会社グループでの長年にわたる業務経験および同グループ移動体通信会社の代表取締役社長も務めた経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
早瀬保行 (社外取締役)	【社外監査役】 2015年6月から 2024年9月まで 【社外取締役】 2024年10月から 現在まで	【取締役会】 13回すべてに出席 【監査役会】 9回すべてに出席 【監査委員会】 7回すべてに出席	金融機関での長年にわたる業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
丹生谷美穂 (社外取締役)	【社外監査役】 2023年6月から 2024年9月まで 【社外取締役】 2024年10月から 現在まで	【取締役会】 13回すべてに出席 【監査役会】 9回すべてに出席 【監査委員会】 7回すべてに出席	弁護士として長年にわたり企業法務の分野を中心に活躍してきたことによる専門的な知識・経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。

(注) 1. 取締役会・監査役会・監査委員会・指名委員会・報酬委員会への出席状況は、2024年度に開催された取締役会、監査役会、監査委員会、指名委員会および報酬委員会への出席状況であります。
2. 当社は、2024年9月30日開催の当社臨時株主総会の承認をもって10月1日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しています。このため、委員会への出席状況は同日以降の状況を記載しています。また、早瀬保行氏、丹生谷美穂氏の取締役会への出席状況には、当該機関設計変更前における社外監査役としての出席回数を含めて記載しています。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	4名	75百万円	—

(注) 当年度末現在の支給人数は、取締役4名であり、当社は社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しておりません。また、当社が2024年10月1日より指名委員会等設置会社へ移行したことに伴い、2024年10月1日以降について、その時点で監査役であった2名は取締役として報酬を支給しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 1,600,000,000株
発行済株式の総数 435,100,266株 (前年度末比増減なし)

(2) 当年度末株主数

1名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
ソニーグループ(株)	435,100,266	100.00

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した株式の状況

該当事項はありません。

5. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内容の概要

名称	新株予約権数	目的となる株式の種類および数	株式1株当たりの行使価額	行使期間
第1回 新株予約権	10個	普通株式 1,000株	2,650円	2024年7月1日から 2034年6月30日まで
第2回 新株予約権	6,937個	普通株式 693,700株	2,910円	2025年3月14日から 2035年3月13日まで

(1) 当年度末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

名称	保有者数		新株予約権数	目的となる株式の種類および数	
	執行役	社外取締役			
第1回 新株予約権	1名	一名	10個	普通株式	1,000株
第2回 新株予約権	8名	4名	1,214個	普通株式	121,400株

(2) 当年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

名称	交付者数		新株予約権数	目的となる株式の種類および数	
	当社使用人	子会社の役員 および使用人			
第2回 新株予約権	22名	210名	5,723個	普通株式	572,300株

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員 小林 尚明 指定有限責任社員 原田 優子 指定有限責任社員 石橋 武昭	277百万円 うち会計監査人としての報酬等の額 277百万円	指名委員会等設置会社移行前の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を2024年5月21日にいたしました。

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、上表の「うち会計監査人としての報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は1,163百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員会の委員全員の同意に基づき、監査委員会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査委員会の決議を経て、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

- 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が、当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実
該当事項はありません。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況の概要

I 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及び子会社、並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループの全ての活動の原点・指針となるものとして「ビジョン（目指す姿）」と「バリュー（価値観）」を定め、グループの役員、社員への浸透に努めるとともに、その実現に向けた取り組みを推進する。
- ②当社は、グループ経営を統括し、グループ企業価値の最大化の責務を果たすべく、当社が株式を直接保有する子会社に対し株主権を適切に行使する。
- ③当社は、金融持株会社として当社が株式を直接保有する子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に關し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行い、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たす。
- ④当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、当社及び子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性の観点から所要の確認を行う。
- ⑤当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。
- ⑥当社及び子会社は、親会社にグループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

2. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②当社は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③当社は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。
- ④当社は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤当社は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と考える場合に社員等の通報者が専用窓口に直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止さ

れることを定める。

- ⑥当社は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- ⑦当社は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査委員会及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を監査委員会に報告する。
- ⑨当社は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

3. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び決裁の記録等執行役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②当社は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ③当社は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④当社は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

5. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、決裁規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ②当社は、会社の重要な業務の執行に係る事前審議等を行う機関として経営会議を設置する。
- ③当社は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するためには必要な体制を整備する。

7. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査委員会からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ①監査委員会の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査委員会の事前の同意を必要とする。
- ②監査委員会の職務を補助すべき社員は、監査委員会の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならぬ。

9. 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- ①取締役（監査委員である取締役を除く。以下9.において同じ。）、執行役及び社員は、監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役、執行役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査委員に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ③取締役、執行役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査委員会に報告する。

10. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表執行役は、監査委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査の環境整備に必要な措置をとる。
- ②当社は、監査委員がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

コンプライアンスに関する運用状況の概要

取締役会は、法令等遵守の基本方針である行動規範を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しております。さらに取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度定めており、その推進を担当するコンプライアンス担当部署（法務・コンプライアンス部）を設置しております。当年度のコンプライアンス・プログラムについても、前年度の実施結果や事業環境変化等を踏まえ、取締役会が策定し、その実施状況は取締役会及び経営会議へ四半期ごとに報告されました。また、グループ各社のコンプライアンス・プログラム実施状況等について所要の確認等を行うことを目的としたコンプライアンス連絡会議を開催しました。加えて、コンプライアンス意識の更なる醸成のため、当社社長から役員、社員に向けたコンプライアンスにかかるトップメッセージの発信や当社の役員、社員を対象としたコンプライアンス研修（eラーニングなど）を実施しました。

取締役会は、反社会的勢力排除に関するグループ基本方針を定めており、当年度のコンプライアンス・プログラムに基づいて、当社及びグループ各社における反社会的勢力への対応に係る態勢の整備状況を確認しました。

取締役会は、グループの利益相反管理方針を定めており、当年度のコンプライアンス・プログラムに基づいて、グループ各社における顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理する態勢の整備状況を確認しました。

取締役会は、当社及びグループ各社の役員及び社員等が、会社の方針、事業活動その他の行為について法令等に違反していると考えた場合に通報することができる社内通報窓口を設けており、その利用方法及び通報者に対する不利益な措置の禁止を当社の役員、社員及びグループ各社に周知しております。

内部監査体制の運用状況の概要

当社は、内部監査規則を定めており、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署（監査部）を設置しております。内部監査担当部署は、監査委員会や会計監査人と連携しながら当社の内部統制システムの整備・運用状況を監視及び検証するとともに、グループ各社における内部監査の実施状況についてもモニタリングを行い、取締役会へ報告しました。

リスク管理に関する運用状況の概要

取締役会は、グループのリスク管理の基本方針としてリスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しております。また取締役会は、リスク管理担当部署（総合リスク管理部）を設置し、当社及びグループ各社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクの適切な管理を図っております。リスク管理担当部署は、グループ各社における経営会議報告事項を中心にモニタリングした内容を取締役会等へ四半期ごとに報告したほか、グループ各社との間でリスク管理会議を開催し、当社及びグループ各社が管理すべきリスクに関して、適宜、グループのリスク管理態勢の強化に向けた意見交換を行いました。当年度においては主に、リスク計量に関する妥当性検証、制度変更等に関する情報収集や対応の方向性、システム障害、個人情報管理に関して、グループ各社と議論しました。また、グループ各社のリスク管理委員会等にも適宜陪席し、モニタリングを行いました。グループの事業継続リスクに関しては、グループ各社の事業継続リスクの管理態勢を継続的に強化していくため、事業継続リスク管理に関する方針を含むコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知するとともに、各社における態勢強化に向けた取り組みについてモニタリングしました。また、オペレーション・レジリエンスの観点でも各社と議論を行っています。

経営層で構成されるISC（Information Security Committee）は、当社及びグループ各社の情報セキュリティ管理を統括するソニーフィナンシャルグループの情報セキュリティ担当役員から、定期的に情報セキュリティ管理状況の報告を受け、当社及びグループ各社の情報資産に対するセキュリティ管理の高度化に取り組んでおります。

取締役の効率的な職務執行を確保するための体制に関する運用状況の概要

取締役会は、職務の執行を効率的かつ適切に行う態勢を構築するため、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規則を定めるとともに、経営会議を設置し、取締役会で審議する事項の事前審議機関として位置付けているほか、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定を経営会議に委任しております。当年度における取締役会の開催は13回、経営会議の開催は29回でした。また、取締役会は事業計画管理規則を定め、中期的な経営目標・経営方針・事業戦略・資本政策などを審議・確認することを目的として単体及び連結の事業計画を策定するとともに、取締役会で進捗状況を定期的に確認しました。

財務報告の信頼性を確保するための体制に関する運用状況の概要

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかに対策を講じております。

グループの経営管理体制に関する運用状況の概要

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性の確保など、それぞれの態勢構築及び運用状況を監督しております。また、当社は、金融持株会社としてグループ各社の経営を管理し、グループ基本方針の遵守や、グループ各社の重要な意思決定について当社の事前承認・報告を求めるなどにより、グループの経営の適切性の確保を図っております。

また、当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ各社がグループ経営に影響を与える可能性のあるグループ内取引を行う場合、その適切性・適法性を確認のうえ、取締役会等で決議又は報告を行っているほか、当社及びグループ各社が当社の親会社であるソニーグループ株式会社及びそのグループ会社との取引を行う場合は、当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しております。

監査委員の職務執行について

監査委員会は、執行役、社外取締役と定期的に情報・意見を交換しているほか、内部監査担当部署及び会計監査人と三様監査意見交換会を開催しております。常勤監査委員は、取締役会、経営会議、ソニーフィナンシャルグループ月次定例会議などの会議体へ参加し、適宜情報収集を図っております。また、コンプライアンス、リスク管理及び内部監査等の内部統制管理の活動状況について四半期毎に監査を実施し、その結果を代表執行役に報告しております。さらに、グループ全体の監査態勢を強化するため、常勤監査委員は、グループ各社の監査役を兼ね各社の取締役会に出席しているほか、グループ各社の常勤監査役とグループ常勤監査役連絡会を開催しております。

当社は、監査委員の職務を補助すべき社員を任命するとともに、当該社員の任免及び人事考課については監査委員の同意を得ることとすることで、当該社員の独立性を確保しております。また、当社は、取締役及び社員が当社又はグループ各社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、及び内部監査結果や社内通報制度を利用した通報を受理したときは、その内容をただちに監査委員へ報告する態勢を整備しております。そのほか、監査委員の監査が実効的に行われることを確保するため、当社は、監査委員の職務の執行について生じる費用については、職務の執行に必要でないと認められる場合を除いて当社が負担することとしております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

2024 年度

2024 年 4 月 1 日から

2025 年 3 月 31 日まで

附属明細書

事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

(2025 年 3 月 31 日現在)

区分	氏名	兼職法人等名	役職	その他
取締役・執行役	遠藤 俊英	ソニーフィナンシャル ベンチャーズ株	代表取締役社長	銀行法第 52 条の 19 第 1 項の規定に基づく認可を受けております。また、当該会社はベンチャーキャピタル事業を営んでおります。
取締役	神戸 司郎	ソニーグループ株	執行役 専務	—
取締役	松岡 直美	ソニーグループ株	執行役員	—
取締役 (社外取締役)	池内 省五	JIC キャピタル株	代表取締役社長 CEO	—
取締役 (社外取締役)	吉澤 和弘	株 NTT ドコモ	相談役	—
取締役	是永 浩利	ソニーグループ株	執行役員	—
取締役 (社外取締役)	丹生谷 美穂	渥美坂井法律事務所・外 国法共同事業	シニアパートナー	—
執行役	高橋 薫	ソニー生命保険株	代表取締役社長	—
執行役	坪田 博行	ソニー損害保険株	代表取締役社長	—
執行役	南 啓二	ソニー銀行株	代表取締役社長	—
執行役	伊藤 浩気	ソニー・ライフケア株	代表取締役社長	—
執行役	大坪 治	ソニー生命保険株	執行役員	—

(注) 取締役および執行役の他の法人等における業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員等の兼職状況を記載しております。

(2) その他の重要な事項

該当事項はありません。

以上

2024年度

計算書類

〔 2024年 4月 1日から
2025年 3月 31日まで 〕

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	175,408	流 動 負 債	1,587
現 金 及 び 預 金	173,628	未 払 金	173
未 収 入 金	1,565	未 払 費 用	785
未 収 還 付 法 人 税 等	25	未 払 配 当 金	2
そ の 他	189	賞 与 引 当 金	420
固 定 資 産	245,940	役 員 賞 与 引 当 金	57
有 形 固 定 資 産	296	そ の 他	147
建 物	168	固 定 負 債	12,344
工 具 器 具 備 品	110	社 債	10,000
建 設 仮 勘 定	17	退 職 給 付 引 当 金	202
無 形 固 定 資 産	1,281	債 務 保 証 損 失 引 当 金	2,060
特 許 権	0	資 産 除 去 債 務	38
ソ フ ト ウ エ ア	775	そ の 他	43
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	505	負 債 の 部 合 計	13,932
そ の 他	0	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	244,361	株 主 資 本	407,400
投 資 有 価 証 券	350	資 本 金	20,029
関 係 会 社 株 式	243,038	資 本 剰 余 金	195,406
繰 延 税 金 資 産	737	資 本 準 備 金	5,406
そ の 他	235	そ の 他 資 本 剰 余 金	190,000
		利 益 剰 余 金	191,965
		そ の 他 利 益 剰 余 金	191,965
		繰 越 利 益 剰 余 金	191,965
		新 株 予 約 権	16
資 産 の 部 合 計	421,349	純 資 産 の 部 合 計	407,417
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	421,349

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科	目	金額
営業収益		112,408
関係会社受手料		2,780
関係会社配当金		109,628
営業費用		5,237
販売費及び一般管理費		5,237
営業利益		107,171
営業外収益		103
受取利息		64
雑収入		38
営業外費用		58
社債の利息		57
その他		0
経常利益		107,216
税引前当期純利益		107,216
法人税、住民税及び事業税		△547
法人税等調整額		△56
法人税等合計		△603
当期純利益		107,819

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	主 資 本						株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金								
	資 本	資 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資 剰 余 本 金	利 益 剰 余 本 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
当期首残高	20,029	195,406	—	195,406	84,145	84,145	299,581	—	299,581			
当期変動額												
当期純利益	—	—	—	—	107,819	107,819	107,819	—	107,819			
資本準備金から その他資本剰余金への振替	—	△190,000	190,000	—	—	—	—	—	—			
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	16	16			
当期変動額合計	—	△190,000	190,000	—	107,819	107,819	107,819	16	107,835			
当期末残高	20,029	5,406	190,000	195,406	191,965	191,965	407,400	16	407,417			

計算書類の個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券（市場価格のない株式等）
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
工具器具備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社の借入金及び当座借越に対する債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響は、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	316百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	173, 101百万円
短期金銭債務	240百万円
3. 保証債務	
借入金及び当座借越に対する債務保証	
プラウドライフ株式会社	1, 719百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高
　　営業収益 112, 408百万円
　　営業費用 737百万円
- (2) 営業取引以外の取引による取引高
　　100百万円

(株主資本等変動計算書関係)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する事項)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	128百万円
関係会社株式評価損	2,240百万円
賞与引当金	128百万円
退職給付引当金	64百万円
減価償却費	8百万円
株式報酬費用	17百万円
減損損失	14百万円
債務保証損失引当金	649百万円
その他	47百万円
繰延税金資産小計	3,299百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△128百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,417百万円
評価性引当額小計	△2,545百万円
繰延税金資産合計	753百万円

繰延税金負債

その他	△15百万円
繰延税金負債合計	△15百万円
繰延税金資産の純額	737百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が22百万円増加し、法人税等調整額が22百万円減少しております。

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ソニーグループ㈱	東京都港区	881,356	子会社の経営管理	(被所有)直接 100	出向者の受入・転出、役員の兼任等	出向者給与の支払※1 出向者給与の受入※2 業務委託費用等の支払※3 映像制作費の支払※3 通算税効果額	265 23 45 38 549	未払費用 未収入金 未払費用 未払金 未収入金	18 1 22 42 549

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

※3 市場価格や一般的な取引条件を参考として決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ソニー生命保険㈱	東京都千代田区	70,000	生命保険業	(所有)直接 100	経営管理契約の締結、出向者の受入・転出、役員の兼任等	経営管理料の受入※1 出向者給与の支払※2 出向者給与の受入※3 施設利用料等の支払※4	2,215 429 60 23	未収入金 未払費用 未収入金 その他の流動資産 投資その他の資産	775 30 3 1 15
	ソニー損害保険㈱	東京都大田区	20,000	損害保険業	(所有)直接 100	経営管理契約の締結、出向者の受入・転出、役員の兼任	経営管理料の受入※1 出向者給与の支払※2 出向者給与の受入※3	225 64 1	未収入金 未払費用 未収入金	79 5 0
	ソニー銀行㈱	東京都千代田区	38,500	銀行業	(所有)直接 100	経営管理契約の締結、出向者の受入・転出、役員の兼任等	経営管理料の受入※1 出向者給与の支払※2 出向者給与の受入※3 利息の受取等	335 165 28 64	未収入金 未払費用 未収入金 —	117 13 1 —
	ソニー・ライフケア㈱	神奈川県川崎市	2,625	介護事業を行う会社の経営管理	(所有)直接 100	経営管理契約の締結、出向者の転出、役員の兼任	経営管理料の受入※1 出向者給与の受入※3	1 34	未収入金 未収入金	0 2
	プラウドライフ㈱	神奈川県川崎市	33	有料老人ホーム等の管理・運営・企画	(所有)間接 100	債務保証	保証料の受取※5 債務保証※5	35 3,779	未収入金 —	24 —
	ソニーフィナンシャルベンチャーズ㈱	東京都千代田区	10	ベンチャーキャピタル事業	(所有)直接 100	経営管理契約の締結、出向者の受入・転出、役員の兼任等	経営管理料の受入※1 出向者給与の支払※2 出向者給与の受入※3 施設利用料等の受取※6	1 3 78 21	未収入金 未払費用 未収入金 未収入金	0 0 4 1
	㈱justInCase	東京都千代田区	230	少額短期保険業	(所有)直接 100	出向者の転出	出向者給与の受入※3 増資の引受※7	7 99	未収入金 —	2 —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営管理契約に基づき決定しております。

※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

※3 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

※4 施設利用料等の支払については、同社における一括負担分のうち、当社使用分の実費相当額となっております。

※5 金融機関からの借入金及び当座借越に対し、債務保証を行っております。保証料の受取は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

※6 施設利用料等の受取については、当社における一括負担分のうち、同社使用分の実費相当額となっております。

※7 当社が㈱justInCaseの行った株主割り当てを1株につき60円で引き受けたものであります。

(1株当たり情報に関する事項)

1. 1株当たり純資産額

936円34銭

2. 1株当たり当期純利益

247円80銭

(重要な後発事象)

(親会社の異動)

当社の親会社であるソニーグループ株式会社（以下「SGC」）は、2025年5月14日開催の同社取締役会において、2025年9月初旬の同社取締役会に当社のパーシャル・スピンオフ（以下「本スピンオフ」）の実行を付議する方針を決定いたしました。本スピンオフは、SGCが保有する当社の普通株式（以下「当社株式」）の80%超をSGC株主に現物配当により分配するものであり、本スピンオフの実行により、SGCは当社の親会社に該当しないこととなり、当社はSGCの持分法適用会社となる予定であります。

なお、本スピンオフの実行は、当社株式の東京証券取引所（以下「東証」）プライム市場への上場を前提としており、当社は2025年5月8日に新規上場に向けた東証への予備申請を行いました。今後本スピンオフ実行前に新規上場に向けた本申請を行う予定であり、東証からの当社株式の上場承認の取得その他の関係当局の承認や認定、許認可等の取得を本スピンオフ実行の条件としております。

また当社は、2025年4月28日開催の当社取締役会において、本スピンオフによる上場後の当社株式の需給状況に対する影響を緩和することや、上場後の当社における資本効率の向上を図ることを目的として、上場後から2027年3月末までの期間に、1,000億円を目指として自己株式取得を行う方針を決定しております。なお、個々の自己株式取得枠の設定は、今後の当社取締役会において決議する予定であります。

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

(親会社でなくなるもの)

- | | |
|----------|----------------|
| ① 名称 | ソニーグループ株式会社 |
| ② 住所 | 東京都港区港南1丁目7番1号 |
| ③ 代表者の氏名 | 代表執行役 十時裕樹 |
| ④ 資本金の額 | 881,356百万円 |
| ⑤ 事業の内容 | 子会社の経営管理 |

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 所有議決権の数 | 異動前：435,100,266個 |
| | 異動後：未定 |

- | | |
|------------------|-------------|
| ② 総株主等の議決権に対する割合 | 異動前：100.00% |
|------------------|-------------|

異動後：未定※

※異動後の当該親会社の所有に係る当社の議決権の当社の総株主等の議決権に対する割合は20%未満となる予定です。

(3) 当該異動の年月日

2025年10月1日（予定）

計算書類に係る附属明細書

第21期

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

第21期 (2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで) 附属明細書

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位:百万円)

区分		期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	111	79	—	23	168	172
	工具器具備品	32	95	—	17	110	144
	建設仮勘定	7	23	12	—	17	—
	計	151	198	12	40	296	316
無形固定資産	特許権	0	0	—	0	0	—
	ソフトウエア	921	47	2	190	775	—
	ソフトウエア仮勘定	10	541	47	—	505	—
	その他	0	0	0	0	0	—
	計	933	588	49	190	1,281	—

(注) ソフトウエア仮勘定の増加は、主に自社利用ソフトウエアの開発によるものであります。

(2) 引当金

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	383	420	383	420
役員賞与引当金	53	57	53	57
退職給付引当金	186	43	27	202
債務保証損失引当金	2,060	—	—	2,060

(3) 販売費及び一般管理費

(単位:百万円)

区分	金額
役員報酬	343
給与手当及び役務提供料等	2,198
法定福利費	158
福利厚生費	9
賃借料	252
業務委託料	1,341
法務費	201
支払手数料	4
保守料	207
旅費交通費	67
消耗品費	36
保険料	8
減価償却費	230
通信費	37
租税公課	16
その他	123
計	5,237

(4) その他の重要な事項

該当事項はありません。

2024 年 度

連 結 計 算 書 類

〔 2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで 〕

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	956,268	保 険 契 約 準 備 金	15,834,196
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	260,008	支 払 備 金	116,280
買 入 金 錢 債 権	27,416	責 任 準 備 金	15,714,794
金 錢 の 信 託	39,917	契 約 者 配 当 準 備 金	3,121
有 働 証 券	17,528,295	代 理 店 借	3,865
貸 出 金	3,899,036	再 保 険 借	5,360
有 形 固 定 資 産	104,694	預 金	4,243,962
土 地	56,428	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	192,278
建 物	25,125	売 現 先 勘 定	1,230,050
リ 一 ス 資 産	21,408	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	290,988
建 設 仮 勘 定	63	借 用 金	499,020
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,668	外 国 為 替 債	1,440
無 形 固 定 資 産	76,612	社 債	110,500
ソ フ ト ウ エ ア	73,910	そ の 他 負 債	237,680
の れ ん	2,676	賞 与 引 当 金	5,990
リ 一 ス 資 産	1	退 職 給 付 に 係 る 負 債	38,018
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	24	価 格 変 動 準 備 金	4,398
再 保 険 貸	20,029	持 分 法 適 用 に 伴 う 負 債	3,414
外 国 為 替	2,183	負 債 の 部 合 計	22,701,168
そ の 他 資 産	298,736	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	10,146	資 本 金	20,029
繰 延 税 金 資 産	149,340	資 本 剰 余 金	191,259
貸 倒 引 当 金	△1,764	利 益 剰 余 金	531,737
		株 主 資 本 合 計	743,026
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△73,110
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	290
		土 地 再 評 価 差 額 金	△2,720
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,252
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△73,287
		新 株 予 約 権	16
資 産 の 部 合 計	23,370,923	純 資 産 の 部 合 計	669,754
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	23,370,923

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	2,618,712	損 害 保 険 事 業	160,693
生命保険事業	2,313,452	保険引受費用	120,273
保険料等収入	1,909,184	正味支払保険金	91,594
保 険 料	1,877,344	損害調査費用	11,122
再 保 険 収 入	31,840	諸手数料及び集金費用	1,143
資 産 運 用 収 益	348,249	支払備金繰入額	5,681
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	227,803	責任準備金繰入額	10,730
金 錢 の 信 託 運 用 益	0	その他の保険引受費用	1
有 価 証 券 売 却 益	1,136	資 産 運 用 費 用	0
有 価 証 券 償 戻 益	0	そ の 他 運 用 費 用	0
そ の 他 運 用 収 益	13	営業費及び一般管理費	40,409
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	119,296	そ の 他 経 常 費 用	10
そ の 他 経 常 収 益	56,017		
損 害 保 険 事 業	168,854	銀 行 事 業	95,915
保険引受収益	167,259	資金調達費用	44,250
正味収入保険料	167,114	預 金 利 息	34,819
積立保険料等運用益	145	コールマネー利息及び売渡手形利息	1,204
資 産 運 用 収 益	1,533	売 現 先 利 息	7,757
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1,678	借 用 金 利 息	68
積立保険料等運用益振替	△145	社 債 利 息	6
そ の 他 経 常 収 益	61	そ の 他 の 支 払 利 息	393
銀 行 事 業	116,991	役務取引等費用	19,699
資 金 運 用 収 益	96,759	そ の 他 業 務 費 用	3,246
貸 出 金 利 息	36,336	営 業 経 費	27,575
有 価 証 券 利 息 配 当 金	52,989	そ の 他 経 常 費 用	1,143
コールローン利息及び買入手形利息	83	そ の 他	18,738
預 け 金 利 息	1,804	そ の 他 経 常 費 用	18,738
金利スワップ受入利息	5,434		
そ の 他 の 受 入 利 息	111	経 常 利 益	44,889
役務取引等収益	14,469	特 別 利 益	63,290
そ の 他 業 務 収 益	2,661	国 庫 補 助 金	65
外 国 為 替 売 買 益	2,334	固 定 資 産 等 処 分 益	0
そ の 他 の 業 務 収 益	326	価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額	63,223
そ の 他 経 常 収 益	3,100	特 別 損 失	1,036
そ の 他	19,415	固 定 資 産 等 処 分 損	155
そ の 他 経 常 収 益	19,415	減 損 損 失	880
経 常 費 用	2,573,823	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	2,061
生命保険事業	2,298,476	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	105,082
保険金等支払金	1,115,879	法 人 税 及 び 住 民 税 等	16,772
保 険 金	144,240	法 人 税 等 調 整 額	9,518
年 金	23,240	法 人 税 等 合 計	26,290
給 付 金	240,607	当 期 純 利 益	78,791
解 約 返 戻 金	686,648	親会社株主に帰属する当期純利益	78,791
そ の 他 返 戻 金	7,620		
再 保 険 料	13,522		
責任準備金等繰入額	745,782		
責任準備金繰入額	745,782		
契約者配当金積立利息繰入額	0		
資 産 運 用 費 用	142,090		
支 払 利 息	33,617		
売買目的有価証券運用損	56		
有 価 証 券 売 却 損	84,575		
有 価 証 券 償 戻 損	31		
金 融 派 生 商 品 費 用	775		
為 替 差 損	18,421		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	199		
賃貸用不動産等減価償却費	1,070		
そ の 他 運 用 費 用	3,343		
事 業 費	208,878		
そ の 他 経 常 費 用	85,844		

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 合 計			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	20,029	191,259	452,945	664,234
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	78,791	78,791
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	78,791	78,791
当 期 末 残 高	20,029	191,259	531,737	743,026

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△70,773	286	△2,720	2,981	△70,226	—	594,008
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	78,791
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,336	4	—	△729	△3,061	16	△3,045
当 期 変 動 額 合 計	△2,336	4	—	△729	△3,061	16	75,746
当 期 末 残 高	△73,110	290	△2,720	2,252	△73,287	16	669,754

連結計算書類の連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 10社

会社名

ソニー生命保険株式会社

ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社

ソニー損害保険株式会社

ソニー銀行株式会社

ソニー・ライフケア株式会社

ライフケアデザイン株式会社

プラウドライフ株式会社

ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社

SFV・GB投資事業有限責任組合

SFV・GB 2号投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社

主要な会社名

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更

新規設立により、SFV・GB 2号投資事業有限責任組合を当連結会計年度から新たに連結の範囲に含めております。同社の業績については、連結損益計算書上「その他」に含めて区分しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社 3社

会社名

ビー・エックス・ジェイ・エー・ワン・ホールディング株式会社

ソニーペイメントサービス株式会社

ETCソリューションズ株式会社

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・残存年数等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

また、生命保険子会社において、当連結会計年度より、より適切な資産負債の総合管理（ALM）の実施を目的として、小区分の対象とする負債キャッシュ・フローの残存年数の見直しを実施しております。この変更による損益への影響はありません。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

- (3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～50年 その他 2～20年
- (4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法により償却しております。
- (5) リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (6) 貸倒引当金の計上方法
貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
- (7) 賞与引当金の計上方法
従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 価格変動準備金の計上方法
株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。
 - ② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (10) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
連結決算日の為替相場により円換算しております。
- (11) ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、債券先物及び金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っている取引については、高い有効性があるとみなしております、これをもって有効性の判定に代えています。
- (12) 消費税及び地方消費税の会計処理方法
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
- (13) 保険料等収入の会計処理
生命保険事業における保険料は、原則として、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する責任に相当する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金のうち未経過保険料として積み立てております。

(14) 保険金等支払金及び支払備金の会計処理

生命保険事業における保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

(15) 再保険収入及び再保険料の会計処理

生命保険事業における再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。なお、修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出手手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

生命保険事業における再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時に計上しております。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立しております。

(16) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次的方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(17) 既発生未報告支払備金の特別な積立方法

生命保険事業における既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

(18) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

1. レベル3の時価に分類される証券化商品の時価評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有価証券（証券化商品） 473,514百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

相場価格が入手できないため、時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている証券化商品については、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しております。当該証券化商品の評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限加味した割引現在価値法により時価が算定されています。

② 主要な仮定

当該証券化商品の時価の算定にあたり、クレジット・スプレッドをはじめとする重要な観察できないインプットを用いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

レベル3の時価に分類される証券化商品の時価は見積りの不確実性が高く、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定あります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響は、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表の注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	2,058,719百万円
貸出金	906,144百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定	1,230,050百万円
債券貸借取引受入担保金	290,988百万円
借用金	495,100百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	506,409百万円
金融商品等差入担保金	5,750百万円
先物取引差入証拠金	68,120百万円
現先取引差入担保金	4,494百万円

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

有価証券	676,849百万円
------	------------

3. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額は、次のとおりであります。

株式	760百万円
----	--------

4. 保険業法、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	369百万円
危険債権額	687百万円

三月以上延滞債権額	一千万円
-----------	------

貸出条件緩和債権額	827百万円
-----------	--------

合計額	1,885百万円
-----	----------

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

また、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,150百万円であります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

減価償却累計額	51,149百万円
---------	-----------

7. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

資産の額	5,155,641百万円
------	--------------

8. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

期首残高	3,296百万円
契約者配当金支払額	2,237百万円

利息による増加等	0百万円
----------	------

契約者配当準備金繰入額	2,061百万円
-------------	----------

期末残高	3,121百万円
------	----------

9. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分について税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出

10. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

融資未実行残高	21,471百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	21,471百万円

(連結損益計算書の注記)

- ソニー生命において、保険業法施行規則第69条及び金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準（平成10年大蔵省告示第231号）第6条第2項に基づき、利差損のてん補に充てるため、責任準備金のうち危険準備金について、当連結会計年度に11,761百万円を取り崩しております。
- ソニー生命において、保険業法第115条第2項に基づき、債券の売却損等のてん補に充てるため、価格変動準備金について、当連結会計年度において67,222百万円を取り崩しております。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,100	—	—	435,100

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

- 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	16百万円

- 配当に関する事項

- 配当金支払額
該当事項はありません。
- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,539円27銭
- 1株当たり当期純利益 181円09銭

算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は78,791百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、435,100千株であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づく生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業等を行っております。金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る）については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達が大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理（以下「ALM」）を行っております。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として有価証券、貸出金、預金及びデリバティブ取引であります。これらは金利・為替・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少又は消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクにも晒されております。

有価証券は主に国内外の公社債、その他にも国内外株式、組合出資金、ベンチャー企業投資に関連する株式等を保有しております。

貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

預金は、主として個人顧客からの預金による調達であり、外貨建のものを含んでおります。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、主として金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で為替予約取引、株価指数先物取引、株式のトータル・リターン・スワップ取引、債券先物取引等を行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券先物取引にヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引等を行っております。この内、貸出金、預金及び債券の金利リスクに対しては、金利スワップ取引等をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会へ定期的に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

(i) 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、信用供与先の信用リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(ii) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(iii) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。

法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。

更に、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。

これらの信用リスク管理並びに与信管理は、リスク管理部門並びに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

(iv) ベンチャー企業投資に関連する株式を保有する一部の連結子会社は、ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式等であるため、リスク管理基本規則及び関連諸規程を整備し、投資先に係る信用リスク管理を行っております。投資事業部門が、投資対象企業の財務・業績状況を定期的にモニタリングするとともに、リスク管理部門が検証し、その状況を取締役会に定期的に報告しております。

② 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

(i) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞのリスクに対して、以下のように管理しております。

(a) 金利リスク

リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュー・アット・リスク（以下「VaR」）」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

- (b) 為替リスク
リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (c) 株式の市場価格変動リスク
リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (d) デリバティブ取引
リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。
- (a) 金利リスク
取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (b) 價格変動リスク
政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。
- (a) 金利・為替リスク
市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1カ月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリング並びに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、金利・為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。
- (b) 市場価格変動リスク
有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスク並びに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。
- (c) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。
- (d) 市場リスクに係る定量的情報
主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。
これらの金融資産及び金融負債におけるVaRの計測にあたっては、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当連結会計年度末における当該数値は、99%の信頼区間において9,072百万円となっております。
当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しております。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的若しくは必要に応じて報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません ((注3)参照)。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

①レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

②レベル2の時価：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

③レベル3の時価：重要な観察可能でないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託				
その他の金銭の信託	—	21,470	18,447	39,917
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債	—	176,110	—	176,110
社債	—	19,827	—	19,827
株式	29,163	—	—	29,163
その他(*1)	314,430	4,543,976	—	4,858,406
その他有価証券				
国債・地方債	—	710,876	—	710,876
社債	—	214,719	—	214,719
株式	681	—	—	681
証券化商品	—	59,701	51,330	111,032
その他	4,519	745,797	93,196	843,513
デリバティブ取引(*2)(*3)				
金利関連	—	33,803	—	33,803
通貨関連	—	7,955	—	7,955
株式関連	910	911	—	1,821
債券関連	1,286	—	—	1,286
資産計	350,991	6,535,149	162,974	7,049,116
デリバティブ取引(*2)(*3)				
金利関連	—	15,776	—	15,776
通貨関連	—	2,602	—	2,602
株式関連	514	—	—	514
債券関連	3,792	—	—	3,792
負債計	4,306	18,378	—	22,685

(*1) 主に外国証券及び国内投資信託が含まれております。

(*2) 連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産20,921百万円、負債5,285百万円となります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債	—	5,460,024	—	5,460,024	6,089,699	△629,674
社債	—	304,779	64,461	369,241	617,891	△248,649
証券化商品	—	—	422,059	422,059	422,184	△125
その他	—	805,068	—	805,068	1,337,582	△532,513
責任準備金対応債券						
国債・地方債	—	777,642	—	777,642	1,171,064	△393,421
社債	—	197,789	47,330	245,120	357,153	△112,033
その他	—	323,332	—	323,332	560,310	△236,977
貸出金(*)	—	—	3,810,844	3,810,844	3,898,199	△87,355
資産計	—	7,868,638	4,344,695	12,213,333	14,454,085	△2,240,751
預金	—	4,239,252	—	4,239,252	4,243,962	△4,710
借用金	—	491,393	—	491,393	499,020	△7,626
社債	—	9,832	99,285	109,117	110,500	△1,382
負債計	—	4,740,477	99,285	4,839,763	4,853,482	△13,719

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2又はレベル3に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託の時価に関する注記)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しております。主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しております。主に国債、地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には主に基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。証券化商品等、相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、クレジット・スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3に分類しております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。

貸出金

① 銀行業務の貸出金

期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価しております。また、一部のリスク管理債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

② 生命保険事業の保険約款貸付

当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

③ 一般貸付

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3に分類しております。

預金

要求払預金は、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

借用金

元利金の将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2に分類しております。

社債

市場価格のある社債は市場価格によっており、レベル2に分類しております。市場価格のない社債は将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に自社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル3に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所における最終価格をもって時価としており、主にレベル1に分類しております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価格をもって時価としております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合は、レベル2に分類しております。

なお、取引種別毎のデリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	0.8% - 1.7%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	金銭の信託	有価証券		合計	
		その他の金銭の信託			
		証券化商品	その他		
期首残高	38,408	94,825	41,437	174,670	
当期の損益又はその他の包括利益					
損益に計上(*1)	△1,541	△940	2,975	493	
その他の包括利益に計上(*2)	1,021	△45	△600	375	
購入、売却、発行及び決済					
購入	7,121	30,906	71,251	109,279	
売却	△21,133	△1,706	—	△22,839	
発行	—	—	—	—	
決済	△5,428	△71,708	△21,867	△99,004	
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	
期末残高	18,447	51,330	93,196	162,974	
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価益	—	—	—	—	

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	2,748
組合出資金(*2)(*3)	5,329
合計	8,077

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、組合出資金について217百万円の減損処理を行っております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券				
満期保有目的の債券	47,052	210,908	703,024	8,340,590
公社債	37,210	206,100	586,830	5,891,233
国債・地方債	37,210	205,800	576,830	5,286,137
社債	—	300	10,000	605,095
証券化商品	—	—	116,194	306,033
その他	9,842	4,808	—	2,143,324
責任準備金対応債券	—	3,220	191,130	2,383,321
公社債	—	3,220	191,130	1,355,850
国債・地方債	—	—	146,730	1,047,900
社債	—	3,220	44,400	307,950
その他	—	—	—	1,027,471
その他有価証券のうち 満期があるもの	129,575	776,237	342,460	761,681
公社債	71,595	477,934	193,850	202,633
国債・地方債	53,975	302,456	188,150	181,477
社債	17,620	175,478	5,700	21,155
証券化商品	—	—	20,568	90,142
その他	57,980	298,303	128,042	468,905
貸出金(*)	549	21,994	69,252	3,565,916
合計	177,177	1,012,361	1,305,867	15,051,510

(*) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付225,363百万円及び当座貸越15,123百万円は含めておりません。

(注5) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金(*)	3,981,193	94,969	10,099	1,802	9,611	146,285
借用金	103,779	230,141	165,100	—	—	—
社債	30,000	—	10,000	30,000	40,500	—
合計	4,114,972	325,111	185,199	31,802	50,111	146,285

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券に関する注記)

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	
△2,136	

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	公社債	1,671,017	1,746,075	75,058
	国債・地方債	1,646,883	1,721,199	74,316
	社債	24,134	24,876	741
	証券化商品	162,211	162,405	194
	その他	1,684	1,687	2
	小計	1,834,913	1,910,169	75,255
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	公社債	5,036,573	4,083,190	△953,382
	国債・地方債	4,442,816	3,738,825	△703,991
	社債	593,756	344,365	△249,391
	証券化商品	259,973	259,653	△319
	その他	1,335,897	803,380	△532,516
	小計	6,632,443	5,146,224	△1,486,219
合計		8,467,357	7,056,393	△1,410,963

3. 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	公社債	2,417	2,423	6
	国債・地方債	2,417	2,423	6
	小計	2,417	2,423	6
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	公社債	1,525,800	1,020,339	△505,461
	国債・地方債	1,168,646	775,219	△393,427
	社債	357,153	245,120	△112,033
	その他	560,310	323,332	△236,977
	小計	2,086,111	1,343,672	△742,439
	合計	2,088,528	1,346,095	△742,432

4. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	463,530	451,453
	国債・地方債	451,546	439,540
	社債	11,984	11,912
	株式	681	285
	証券化商品	89,566	89,212
	その他	427,052	415,508
小計		980,831	956,459
			24,371
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	462,064	487,477
	国債・地方債	259,329	280,283
	社債	202,735	207,193
	証券化商品	21,466	21,469
	その他	431,081	479,900
	小計	914,612	988,846
合計		1,895,443	1,945,306
			△49,863

5. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	42,096	—	39,197
国債・地方債	42,096	—	39,197
合計	42,096	—	39,197

7. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	266,495	1,136	39,385
国債・地方債	249,739	1,136	39,129
社債	16,756	—	255
株式	1,166	603	27
証券化商品	1,199	5	—
その他	30,171	321	7,522
合計	299,032	2,066	46,935

8. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券について減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。ただし、生命保険子会社が保有する有価証券のうち、国債等については、時価の下落が発行体の信用リスクの増大に起因する場合を除き、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合としております。

(金銭の信託の時価に関する注記)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	39,917	39,928	△10	176	△187

- (注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託40百万円を含んでおります。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	475,430	417,111	△9,661	△9,661
	受取変動・支払固定	459,742	435,645	13,181	13,181
	受取変動・支払変動	24,000	23,000	△28	△28
	金利スワップション				
	売建	401,400	401,400	△3,161	△1,085
	買建	81,700	81,700	358	△181
	合計	—	—	688	2,225

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	89,525	89,525	1,434	1,434
	為替予約				
	売建	191,431	—	129	129
	買建	90,887	—	△197	△197
	外国為替証拠金				
	売建	26,680	—	3,871	3,871
	買建	30,037	—	△741	△741
	通貨オプション				
	売建	345	—	△2	0
	買建	579	—	5	2
	通貨先渡				
	売建	3	—	0	0
	買建	9,774	—	46	46
	合計	—	—	4,545	4,545

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	株価指数先物 売建	100,237	—	396	396
店頭	トータル・リターン・ スワップ 売建	124,809	—	911	911
	合計	—	—	1,307	1,307

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

店頭取引においては、連結会計年度末の株価等により算定しております。

(4) 債券関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品取引所	債券先物 売建	170,041	—	3	3
	合計	—	—	3	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	貸出金	136,000	36,000	△473
	受取変動・支払固定	貸出金	43,394	43,394	716
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	その他有価証券（債券）	517,643	495,018	17,095
金利スワップの特例処理	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	満期保有目的の債券	13,715	4,808	—
	合計	—	—	—	17,338

(注) 1. 業種別委員会実務指針第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品に関する注記）」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券（債券）	12,100	—	807
	合計	—	—	—	807

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 債券関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	債券先物 売建	その他有価証券（債券）	124,400	—	△2,509
	合計	—	—	—	△2,509

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。

2. 時価の算定

取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,922百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
71,517	46	71,564	176,573

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。銀行子会社及び介護事業子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社及び一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((9)に掲げられたものを除く)

退職給付債務の期首残高	53,160百万円
勤務費用	4,394百万円
利息費用	689百万円
数理計算上の差異の発生額	△256百万円
退職給付の支払額	△5,708百万円
退職給付債務の期末残高	52,279百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((9)に掲げられたものを除く)

年金資産の期首残高	24,861百万円
期待運用収益	248百万円
数理計算上の差異の発生額	△715百万円
事業主からの拠出額	1,448百万円
退職給付の支払額	△1,121百万円
年金資産の期末残高	24,721百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,537百万円
年金資産	△24,721百万円
	△10,184百万円
非積立型制度の退職給付債務	38,056百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,871百万円
退職給付に係る負債	38,018百万円
退職給付に係る資産	△10,146百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,871百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4,394百万円
利息費用	689百万円
期待運用収益	△248百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△510百万円
その他	99百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,423百万円

(注) 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「その他」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	△969百万円
合計	△969百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	3,172百万円
合計	3,172百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	68 %
株式	30 %
その他	2 %
合計	100 %

② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

- (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 1.5～2.0%
長期期待運用収益率 1.0%
- (9) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	267百万円
退職給付費用	68百万円
退職給付の支払額	△35百万円
その他	13百万円
退職給付に係る負債の期末残高	313百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、426百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

- ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名
事業費等 16百万円
- ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

	当社第1回新株予約権
決議年月日	2024年1月10日
付与対象者の区分及び人数	当社特定役員(事業再編の実施に関する指針(平成二十六年一月十七日号外財務省、経済産業省告示第一号)四へ(1)の意味を有する。) 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 1,000株
付与日	2024年7月1日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年7月1日～2034年6月30日(注2)

	当社第2回新株予約権
決議年月日	2025年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役 4名 当社執行役 8名 当社従業員 22名 当社子会社業務執行取締役 8名 当社子会社従業員 202名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 693,700株
付与日	2025年3月14日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が割当日において当社の社外取締役である場合には、当社の社外取締役を任期満了により退任した日(ただし、当該退任日において再任が予定されている場合を除く)の翌日以後でなければ、新株予約権を行使することができないものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年3月14日～2035年3月13日(注2)

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	1,000	693,700
失効	—	4,800
権利確定	—	—
未確定残	1,000	688,900
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利行使価格	2,650円	2,910円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	586円	773円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
使用した評価技法	二項モデル	ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法		
株価変動性	29.93%	33.86%
予想残存期間	10.00年	10.00年
配当利回り	4.34%	2.96%
無リスク利子率	0.61%	1.23%

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

営業用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び投資用不動産の石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10~50年と見積もり、割引率は0.1~1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における総額の増減

期首残高	2,111百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	97百万円
時の経過による調整額	9百万円
資産除去債務の履行による減少額	△49百万円
期末残高	2,168百万円

(重要な後発事象)

(親会社の異動)

当社の親会社であるソニーグループ株式会社（以下「SGC」）は、2025年5月14日開催の同社取締役会において、2025年9月初旬の同社取締役会に当社のパーシャル・スピンオフ（以下「本スピンオフ」）の実行を付議する方針を決定いたしました。本スピンオフは、SGCが保有する当社の普通株式（以下「当社株式」）の80%超をSGC株主に現物配当により分配するものであり、本スピンオフの実行により、SGCは当社の親会社に該当しないこととなり、当社はSGCの持分法適用会社となる予定であります。

なお、本スピンオフの実行は、当社株式の東京証券取引所（以下「東証」）プライム市場への上場を前提としており、当社は2025年5月8日に新規上場に向けた東証への予備申請を行いました。今後本スピンオフ実行前に新規上場に向けた本申請を行う予定であり、東証からの当社株式の上場承認の取得その他の関係当局の承認や認定、許認可等の取得を本スピンオフ実行の条件としております。

また当社は、2025年4月28日開催の当社取締役会において、本スピンオフによる上場後の当社株式の需給状況に対する影響を緩和することや、上場後の当社における資本効率の向上を図ることを目的として、上場後から2027年3月末までの期間に、1,000億円を目指として自己株式取得を行う方針を決定しております。なお、個々の自己株式取得枠の設定は、今後の当社取締役会において決議する予定であります。

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

(親会社でなくなるもの)

- | | |
|----------|----------------|
| ① 名称 | ソニーグループ株式会社 |
| ② 住所 | 東京都港区港南1丁目7番1号 |
| ③ 代表者の氏名 | 代表執行役 十時裕樹 |
| ④ 資本金の額 | 881,356百万円 |
| ⑤ 事業の内容 | 子会社の経営管理 |

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 所有議決権の数 | 異動前：435,100,266個 |
| | 異動後：未定 |

- | | |
|------------------|-------------|
| ② 総株主等の議決権に対する割合 | 異動前：100.00% |
|------------------|-------------|

異動後：未定※
※異動後の当該親会社の所有に係る当社の議決権の当社の総株主等の議決権に対する割合は20%未満となる予定です。

(3) 当該異動の年月日

2025年10月1日（予定）

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 尚明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 優子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 武昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソニーフィナンシャルグループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 尚明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 優子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 武昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーフィナンシャルグループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門を活用しつつ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、会社の内部統制部門と連携を図り、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びにPwC Japan有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月3日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社 監査委員会
監査委員（議長） 早瀬 保行
監査委員 是永 浩利
監査委員 丹生谷 美穂

(注) 監査委員早瀬保行及び丹生谷美穂は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。